

京都市選挙管理委員会告示第26号

令和6年2月20日に東京都新宿区高家悠からあった、令和6年2月4日執行の京都市長選挙における当選の効力に関する異議申出に対する決定書の要旨は、次のとおりである。

令和6年3月18日

京都市選挙管理委員会
委員長 宮本 徹

決 定 書 (要旨)

異議申出人 東京都新宿区
高家 悠

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和6年2月20日付けで提起された令和6年2月4日執行の京都市長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議申出（以下「本件異議申出」という。）について、京都市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

1 異議申出の要旨

(1) 異議申出の趣旨

本件選挙における候補者のうち、福山和人、松井孝治、村山祥栄及び二之湯真士の4名（以下「候補者達」という。）の当選は無効とする決定を求める。

(2) 異議申出の理由

本件選挙において、候補者達及びその関連団体は、選挙運動期間外にあたる選挙期日の告示日（令和6年1月21日）以前に、街頭宣伝車を使用した選挙運動、市内での選挙運動用ポスターの掲示、インターネットを使用した選挙運動及び街頭での演説を行っている。この行為は、公職選挙法第129条（選挙運動の期間）違反であることか

ら、候補者達の当選は無効である。

2 経過

令和6年2月20日 申出人による本件異議申出の提起

令和6年3月1日 当委員会による本件異議申出の受理の決定

令和6年3月14日 当委員会による本件異議申出に係る審理及び決定

3 異議申出の根拠及び判断の基準

(1) 異議申出の根拠

本件異議申出は、申出人から提出のあった異議申出書から、当選者の当選の無効を求める趣旨であり、公職選挙法第206条（地方公共団体の議会の議員及び長の当選の効力に関する異議の申出及び審査の申立て）第1項に規定する当選の効力に関するものであると認められる。

本件異議申出に対する審理を行うに当たって、本件異議申出書と共に提出された書類を本件異議申出書の記載内容に従って照合した結果、書類の一部が提出されていない可能性があったため、当委員会から申出人に対して書類の追加提出の希望の有無等の確認を行った。その結果、申出人から、本件異議申出について、提出済みの書類のみでの審理を希望すること及び書類の追加提出は行わないこととの意思表示があったため、当委員会は、申出人から提出のあった書類のみで審理を行った。

なお、上記の一部が提出されていない書類とは、具体的には、本件異議申出書に記載されている「二之湯真士候補の選挙ポスターの図画 2枚」、「松井孝治候補の選挙カーの街宣運動の図画 各1枚」、「福山和人候補の選挙ポスターの図画 2枚」、「村山祥栄候補の選挙ポスターの図画 2枚」の各書類に不足があったものである。

(2) 判断の基準

ア 当選無効の判断基準は、「その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相

当である。」とされている。(平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決)

イ 公職選挙法第251条(当選人の選挙犯罪による当選無効)においてその罰則に該当する行為につき有罪判決が確定することにより当選を無効とする旨が定められていることから、当選人の違反行為の有無及び罰則の該当についての認定判断は、「専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪(但し、公選法第251条所定の罪に限る。)により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできない。」とされている。(平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決)

ウ また、仮に当選人の行為が公職選挙法第251条においてその罰則に該当する行為であったとしても、「所論事前選挙運動の行われた事実がありとしても、当選人が同法251条により刑に処せられる等のことのない以上、それがために当然に、当選人の当選が無効となるものでない。」とされている。(昭和30年5月20日最高裁判所判決)

4 決定の理由

申出人は、本件異議申出において、候補者達が選挙運動期間より前に選挙運動を行っており、公職選挙法第129条(選挙運動の期間)に違反していることから候補者達の当選は無効であると主張している。

しかし、この主張は、前述の平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決(「その(当選無効)原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」)にある当選無効原因となり得べき違法事由のいずれにも該当しない。

また、当選人の違反行為の有無及び罰則の該当についての認定判断は、前述の平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決(「専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当該選挙に関して公選法

上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪（但し、公職選挙法第 251 条所定の罪に限る。）により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできない。」) のとおり解されていることに加え、仮に当選人の行為が公職選挙法第 251 条に規定される当選無効の対象となる罰則に該当する行為であったとしても、前述の昭和 30 年 5 月 20 日最高裁判所判決（「所論事前選挙運動の行われた事実がありとしても、当選人が同法 251 条（当選人の選挙犯罪による当選無効）により刑に処せられる等のことのない以上、それがために当然に、当選人の当選が無効となるものでない。」) のとおり解されている。

即ち、当選の効力に関する争訟において当選人及びその関係者の行為が申立人の主張する選挙犯罪に該当するか否かを審理判断し、これを理由に当選を無効とすることはできない。

したがって、当選の無効を求める本件異議申出には理由がない。

以上のことから、当委員会は、公職選挙法第 216 条（行政不服審査法の準用）第 1 項において準用する行政不服審査法第 45 条（処分についての審査請求の却下又は棄却）第 2 項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和 6 年 3 月 14 日

京都市選挙管理委員会
委員長 宮本 徹

教示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第 215 条（決定書、裁決書の交付及びその要旨の告示）の規定による告示の日から 21 日以内に、文書で京都府選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

(選挙管理委員会事務局)